

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 21 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課

新型コロナウイルス感染症に関する P C R 検査のための鼻腔・咽頭拭い液の
採取の歯科医師による実施のためのオンライン研修システムについて
(情報提供)

新型コロナウイルス感染症の診断を目的とした P C R 検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施については、「新型コロナウイルス感染症に関する P C R 検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施について」（令和 2 年 4 月 27 日厚生労働省医政局医事課、歯科保健課事務連絡）において、公衆衛生上の観点からやむを得ないものとして、医師法第 17 条との関係では違法性が阻却され得るものと考えられる条件の 1 つとして、必要な研修を受けた歯科医師が実施することがあげられており、「新型コロナウイルス感染症に関する P C R 検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施のための研修動画の公開について」（令和 2 年 5 月 20 日厚生労働省医政局医事課、歯科保健課事務連絡）において、厚生労働省が作成した研修動画の周知依頼を行ったところです。

今般、当該研修動画について、公益社団法人日本歯科医師会のウェブページにおいて、オンライン研修としての受講が可能となりました（受講方法等については、＜参考 URL＞参照。）。本オンライン研修は、公益社団法人日本歯科医師会会員以外の歯科医師も受講可能であり、受講修了者に対しては、公益社団法人日本歯科医師会から受講修了証が発行されます。なお、本オンライン研修とは別に、個人防護具の適切な着脱方法及び検体採取方法の実際と検体採取時の留意事項につきましては、実技研修が必要となります。

つきましては、その内容についてご了解いただくとともに、関係者への周知をお願いいたします。

＜参考 URL＞ 公益社団法人日本歯科医師会 Web ページ
新型コロナウイルス感染症について
<https://www.jda.or.jp/dentist/coronavirus/>